

中國上代は封建制か都市國家か

宮崎市定

【梗概】 中國上代に封建制度が行われたことは事實にちがいないが、それは甚しく宗族制度によつて歪められたものであつた。また封建された國家はその本國から分離獨立しようという傾向が強い。これは封建國家が都市を中心とし、その都市の市民に自立の念が強いためであると見られる。都市は概ね城郭を有し、恰もギリシアの都市國家のような外貌を呈する。その市民は氏族の集團によつて構成され、都市に屬する耕地は氏族を單位に分配される。勞働者たる庶民は姓氏を有する市民と區別されたが都市の發展と共にこの區別が解消され、後には姓が消滅して氏ばかりとなつた。

春秋の都市は國家連合を形成して、有力國家を覇者と仰いだが、その間に弱小國は次第に政治的自立性を失つて、戰國時代の領土國家に移行する道を開いた。春秋時代は世界史の體系の中の一環として、封建制の時代とするよりも都市國家の時代として把握する方がより適切である。

一 世界史と中國古代史

普通に中國の上代は封建制度の世として理解されてい
る。所が他の地域の歴史においては西洋にせよ、日本にせ

よ、封建制度といえは中世的社會の特色と考えられてい
る。それが中國においてだけ古代史の初頭に出て來るとい
うことは、世界史全體の發展を理解する上に甚しい混亂を
引きおこさせる。もちろん、それが嚴然たる事實であれ
ば、歴史家の理論や空想はこの事實の前に屈服しなければ

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

一

ならない。しかしながら、中國の上代を封建と名づけ、その名によつて西洋のフューダリズムと等價値のもののように把握し、これを以て中國上代社會の全般を表わす特長と見なすことには、歴史學的評價の上に大きな危險がありはしないかと考ふる。歴史學は事實の究明の學であると共に、評價の學問でなければならぬ。

私は嘗てものした東洋史の概説書においては、普通に封建制度の世と考えられる中國上代の部分を都市國家の時代と名づけておいた。もちろん私とても中國上代に封建制度

がなかつたというのではない。ただ私の歴史觀によれば、全世界の各地域における古代史の發展とは、民族的な小團體結しか持たなかつた人類が、次第に大きな團體に統合されて、最後に大帝國を現出するに至るまでの經路であるとして理解する。そして氏族制度から大帝國出現までの中間に、都市國家なる段階が現われるのを普通とする。私の頭の中には

氏族制度——都市國家——領土國家——大帝國という一連の公式が潜在する。もちろん、この公式は凡ての場合に

適用されるとは考えないが、中國上代の場合には、この公式がさして支障なく當てはまると信ずるのである。もつと具體的に云えば殷末から春秋時代（1200—403B.C.）までは都市國家の時代、戰國時代は（—221B.C.）領土國家の時代、次の秦漢が大帝國時代に相當する。しかし拙著においては、別にその理由を詳細に述べる邊がなかつたが、今史林の古代都市國家問題專號に私の意見を述べるよう勧められたので、いよいよこの問題と正面から取り組む機會を與えられたわけである。

なお讀者は本論文と共に私が前に發表した「支那城郭の起原異説」（歴史と地理三十二ノ三）及び「古代支那賦税制度」（史林十八ノ二・三・四）を併せ讀まれるれば幸である。

封建制度という言葉は今日では色々な意味に用いられているが、要するに最初は政治的な意味であつて、領主による土地人民の私有という考えが根柢になつてゐる。即ち最高の主權者はその私有する領土を細分して臣下に與えて支

配せしめるが、その代償として臣下は主権者に對し、貢納従軍の義務を負う。この臣下はその與えられた土地においては嚴然たる領主であつて、再びその土地を細分して陪臣に與え、これに貢納と兵役の義務を負わしめる。こうして君臣關係が幾重にも成立して、最後の末端へゆくと小領主とそれに所有される人民との間の主従關係となつて終る。領主に所有される人民はもはや自由民ではなくして、農奴とか隸農とか稱せられる不自由民である。

これに反して都市國家は市民權なる考えを根柢として成立する。そもそも都市國家は概ね規模の極めて狭小なものであり、原始的な氏族社會から群をなして發生するものである。一都市國家は原則として完全なる主權を有し、他の國家を隸屬せしめぬと共に、他の國家にも隸屬しない。また原則として構成員全部がその國家に對する參政權と同時に兵役の義務を負うので、もし世襲的な國王を主権者に戴く場合であつても、王權はさまで強大でなく、反つて民主的傾向が強いのを常とする。また都市國家は群をなして發生するために絶えず隣國との間に戰鬪が行われ、各國は自

衛のために城壁を設けて城内に居住し、城外には殆んど聚落の影を見ないことがある。この城壁は實に當時の社會の物質的な發達を裏書きするものでもあり、城壁の存在が都市國家の必須條件の一つに數えられる。

都市國家は原來その構成員たる市民のみを以て組織されるものであり、市民は同時に生産者、農民であつた。然るに都市國家が多數の奴隸を所有し、或は多數の外來者を吸收するようになると、ここに完全なる市民權所有者と、非市民、乃至は不自由民との間に身分的な差違を生ずることになつた。都市國家は内部においてかような階級の對立問題を解決しなければならなかつたと共に、外部に對しても國家と國家との對抗問題を解決せねばならなかつた。何となれば最初は平等な獨立國家であつたものが、次第に強大な指導國家と弱小な被指導國家とに分れて來たので、新たに國家と國家との結合の様式を案出しなければならなくなつたからである。

封建社會も都市國家も、決して凝結したものではなく、一刻も停滯していることはなかつたであらう。そこから標

準的な雛型を抽きだすことはむづかしいが、大凡をヨロツバにおける中世の封建制度と古代の都市國家とを上述のようなものと理解して、次に中國上代の社會はいかなるものであつたかを觀察することにしう。これがためには我々は先ず成心を去つて、當時の社會の聚落の形態と、その上に立つ政治機構とを、時代の進行の上に捉えて見る必要がある。

二 封建制の核心たる都市

中國上代の人民の聚落はおしなべて邑とよばれた。十室の邑、百室の邑、千室の邑などの語が古記録に散見するところから考えて、小なるは十戸、一戸の人數を六人とすれば人口六十から、大なるは千戸、六千人どまり位が普通であつたと思われる。このように邑は大小を通じて用いられるが、その小なるものは特に鄙と稱せられ、これに反して特に大なるものは都と稱せられた。千戸の都という言葉と共に万戸の都という言葉が出てくる。

邑は人民の聚落であり、人民は農業を主としていたから、邑の周圍には必ず耕地を必要とし、これを田と稱する。田は耕作のためには肥沃な平地を有利とするが、かような平地は時に水害の虞れがあるので、邑は小高い丘を選んで立てられた。黄河下流の沖積層地帯では、邑の名に丘の字がつくものが多い。

丘を中心として成立した邑は除々に發達して自己を擴大してゆく。それは政權の所在地であるというやうな政治的な理由ばかりでなく、新たな耕地の擴張が可能であるという地形的な條件と共に、交通の利便があるかないかという地理的な條件も大きく働いていることも見逃してはなるまい。そして邑がある程度の大きさになり、ある程度の富力を獲得すると、その周圍に城郭を廻らすようになる。

城と郭とは最初は異つたものであつた。三里の城、七里の郭と古く云われているように、城は内城であり、最初は邑の中心である丘を取巻いて造られた城壁であり、城の字に干城という如く防禦の意味があることから考えて、敵襲の際に立籠つて防戦するための城塞であつた。正にギリシ

ア都市國家のアクロポリスに相當する。後に次第に人口が増加して、人民が城外に住居するようになる、その周圍に更に築いた障壁が即ち郭である。この郭は次第に強化されて壯大なものになつて行つた。最初は恐らく奴隸の逃亡を防ぐ位の意味しかもたなかつたものが、後にはかなりの洪水をも食いとめ、敵襲の際には郭が最終的な主要陣地となるに至つた。

いわゆる殷周革命、即ち陝西省の渭水盆地から起つた周民族が、東に出て河南、河北の殷民族を征服した歴史的事件は中國社會の聚落たる邑が相當の發達を遂げ、内城と外郭と二重の城壁を有するようになった頃に起つたものである。それは周公が殷征服の直後に建設した都市洛邑の規模を見ることによつて察せられる。逸周書作洛解によると洛邑は

城方千七百二十丈。郭（二郭）方七十里

とあつて立派な内城と外郭とを具えているのである。この形式は恐らく殷の社會に普遍的に行われていたものを其儘採用したに過ぎぬであろうと思われる。

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

殷周革命は中國上代政治史上の大事件とされる。その理由はこの後に周公によつて創始された封建制度が中國社會を被い、それが秦の統一政治まで繼續したと普通に考えられるからである。しかし我々は封建の名に捉われることなく、先ずその封建の實質を檢討しなければならぬ。そしてこのためには周公の制作と稱せられる周禮はあまり役に立たない。でなければ甚だ危険である。何となればこの書は甚しいイデオロギーによつて編纂されているからである。「禮を後にする」というのが私の一貫した古代史研究の立場であり、むしろ古代人の不用意な中に吐いた傳承の智識の方がより多く信頼すべきものと思われる。

周民族の東方への進出は、武王の紂王討伐の傳説に集約されているが、實際はそんなに劇的に、また一時的に行われたものではなく、長期に亘つて徐々に實現されたことであらう。その年代も普通に西紀前一一二〇年頃とされているが、これも確定したものではなく、案外ずつと新しい時代に完了されたのではないかと私には考えられる。

さて周は征服した土地の人民を如何に取扱つたであらう

か。周の武王はその在世中には殷の人民をあまり動かさず、殷の紂王の子祿父を立てて自ら治めさせ、別に自己の弟、管叔と蔡叔とを管と蔡の二邑に封じて領主として殷の政治を監督せしめたという。被征服者に對して従來の君主の下に自治を行わせ、單に周の主權を認めさせるのが、征服地統治の第一の形式であつた。次に武王が死んで成王の時、管叔と蔡叔とが殷の祿父と共に亂を起したので周公はこれを征し、殷の人民を分割して、その一部を殷の一族微子に與えて宋に封じ、他の一部を弟の康叔に與え、殷の故地に封じて衛侯とした。衛と殷との二字はもと同じ發音であつたであらうと云われる。かくの如く被征服民の上に、新に周の一族を立てて君主とするのが、周の統治の第二の形式である。次に征服地の要處に人民を移して新なる植民地を建設する場合がある。周公が洛邑を經營したのはその代表的な例であり、但しこの場合は周の別都であるために領主を立てないが、ずつと後れて西周の末に鄭の國が成立した時は、厲王の子なる桓公が、民を率いて東に徙り、鄭父の丘を中心として邑を立てた。このように民を移して新

植民地を建設するのが、周の征服地統治の第三の方式である。

以上三つの場合を通じて、新征服地は大なる邑を中心とした領主に與えられ、それが國と稱せられるがこの國の領主は周の本國に對して從屬の關係におかれる。これがいわゆる周の封建制度なるものであるが、我々はこの制度をよりよく理解するために、この際、領主として封ぜられたるいわゆる諸侯が如何なる性質のものであつたかを検討する必要がある。

孟子（滕文公下）の云う所によれば、周はその新領土を開拓するに當つて、既に存在していた國を滅すこと五十とあり、その後立てた封建諸侯の數は荀子儒效によれば七十一國、その中に周の一族なる姬姓の國が五十三あつたと云い、左傳昭二十八の云う所は少しく異つて、兄弟の國が十五、同姓の國が四十とあり、合せると五十五國となる。抑も封建の目的は色々あるが、これを大凡そ三つに纏めることが出来ると思う。第一は本國の藩屏として、即ち戰爭の際に有力な援助を期待してである。これには同姓の

一族を立てるに如くはない。第二は論功行賞の意味を持つ。齊の太公が營丘に封ぜられたのはその例である。但し後の齊の桓公が果してその後であるかについてはなお疑問がある。第三は被征服者の傳統を尊重し、一應彼等の自治に任せる政策を含める。これには宋國の如く從來の主權者の血脈を立てて領主とする場合と、衛國や魯國の如く被征服民の上に周の一族を封じて領主とする場合がある。この三者は原來は別々に切離して考えられるものではなく、互に重り合つていたのであつて、魯國の如きは完全に三者を兼ね有する場合である。

ところで從來は封建制の目的について、兎角第一と第二の場合が強調されすぎた嫌いがある。すつと後世に下つて漢代の例で見てもそこに一種の封建制が採用されたが、一見して第一の意味しか持たぬと見える場合にも、實は案外に第三の意味を含んでいたのである。例えば高祖が長子を齊の七十城に封じたが、これにはその人民が齊の方言を用うることが理由となつてゐる。この七十城を含む地は即ち戰國時代長く齊國の領土であつて、そこに自ら齊の氣風

中國上代は封建制か都市國家か(宮崎)

齊の習慣が残つて居り、急にそれを改めるのが困難な状態にあつたのである。更に下つて文帝の時代に賈誼は、淮南地方の人民が中央の直轄下にあるため、遠く京師に往來せねばならぬのでその負擔に苦しみ、領主を封建せられんことを望んでゐると報告している。封建は上からの政策であると共に、下からの要求でもある。この状態は恐らく漢代ばかりではなく、周代にもそのままではまるであろうと思われる。封建制度の實態は上の理想ばかりによつては決定されず、下の現實によつて左右される點が多い。殊に東進の浪にのる周民族も、その人口數は被征服民の數に比較してすつと小數であると想像される故に、周の指導者の理想は大きな現實にぶつかつて改變されざるを得なかつた。周に服屬する封建諸侯七十一國の中、同姓諸侯が五十餘を數えるという事實は、周の本國が強大な統制力を握つてゐることを示すものでなく、反對に征服地の人民がともすれば離叛したがかり、その統治に絶對の自信がもてず、窮餘の策として最も親近なる家族を封建することによつてその人民の離叛を防ぎとめようとしたものと解すべきであらう。

普通に殷周革命以後、平王の東遷に至るまでの、いわゆる西周の時代は、周公によつて創案された封建制度の黄金時代の如く考えられているようであり、中國上代を封建制度の世として理解せんとする立場もそこに根據をおいていらしい。ところが此の時代に屬する史料は極めて貧弱であり、青銅器の銘文もどこまで信憑すべきものが、私には疑問に思われる。郭沫若の「兩周金文辭大系」によれば、西周時代のものと思される銅器に文王以下歴代の王名が見出されるが、同時の東方諸侯の動靜は殆んど窺うことが出來ない。抑も周公によつて封建された五十有餘の同姓諸侯はこの間に如何になりゆいたのであろうか。

史料によつて確認することは出來ぬまでも、我々は後世の狀態から、その大凡そを推察することが出来る。同姓諸侯は本國に對して、君臣であるよりも家族であつた。もしも封建制度が嚴密な君主關係を前提とするものであるならば、周の封建制度はその家族制度によつて大いにゆがめられていると云わなければならぬ。それは君臣という誓約によつて成立する以前に、本家と分家という宗支の關係に

よつて先ず規定されるからである。従つて分家たる諸侯は世代を経て、血縁關係が遠のくと共に、本國に對しては決して忠實な臣下としての義務を盡さなくなり、反つて親屬としての自尊心からその特權のみを主張しようとするのである。後の例で見ると鄭國は周の厲王の子桓公が初代であるが、二代の武公は周室の東遷に際し周を援けて功あり、然るに三代の莊公に至つては本國の周と戰ひ、桓王の肩に負傷せしめている。更に下つて漢代の封建諸侯では、高祖の弟劉交が封ぜられた楚國はその孫の代に至つて謀叛を起し、いわゆる吳楚七國の亂として知られている。此等の例から推察すると周初の同姓五十餘國は數世代を経ると殆んど獨立國家となつて、互いに攻伐を事としたのであろうと想像される。周の王室が犬戎に襲われて本據を失ひ、平王が東の方洛邑に都を遷した後のいわゆる東周時代の初めには、強大な勢力をもつた大諸侯が、黄河下流の平野に雄視していた。彼等の領土は決して周室から封建された時のままではない。いわゆる弱肉強食の結果、生き残つた諸國だけが存在していよいよ強大となつたのであり、その蔭に

は犠牲となつた國の數が少なからぬものであつたに相違な
らう。

封建諸侯は一面よりすれば周の本國に對して君臣の分があるが、同時に彼はその國の元首であり、國民の生活を保護すべき責任があつた。その國を強大にすることは國民の希望であると同時に君主個人の利益でもある。封建諸侯が本國に對して常に忠實なる臣下であり得ないのは、彼があまりに自己の國の君主でありすぎた結果である。然らば諸侯の國なるものは抑も如何なる構造をもつたものであらうか。

三 古代都市の構造

まず第一に春秋初期の國の領土の大きさはどれ程であつたであらうか。一體に中國上代の文明圏は極めて狭いもので、現今の河南省を中心とし、その周圍の各省の一小部分を加えたに過ぎない。しかもその間の山地には異民族が占據して居り周の都洛邑から程遠からぬ伊水上流の谿谷にさ

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

え陸渾の戎と稱せられるものが住んでいたこと、夙に宋代の洪邁が指摘した通りである（容齋隨筆卷五）。更に河南省東部から河北・山東・江蘇・安徽にかけての平野にはなほ沮洳地が多くて耕作が不能であつたと思われるから、周の封建諸侯の領土は、山脈と平地との接觸するあたりに帶狀に連續して横わつていたに過ぎない。そしてこの帶狀の地帯は同時に當時の交通線をなしていたものであらう。いま春秋時代の初期に有力であつた洛邑以東の諸國の都から都までの距離を計ると平均して大凡そ百軒弱、これはギリシアにあてはめると、アテネからコリントまでの直線距離よりも僅かに長いだけである。魯國と滕國との距離は約六十軒。宋國と鄆國とは中間に杞國が存在するので距離は百七十軒ほどあるが、春秋の末まで宋と鄆との間に緩衝地帯として何れにも屬しない隙地が残されていた（佐傳哀十三年）。これで見ると既にある程度の擴大を遂げた彼の春秋初期の大諸侯の領土と雖も、なほその面積は平均して半徑五十軒前後のささやかなるものであつたことが知られる。

諸侯の國は何れもその中心に大なる都邑を有していた。

國なる文字は青銅器の銘文には域と書かれることがあるが、この中に土と口と戈とが含まれている。土は云うまでもなく領土であり、口は人口、戈は武力であつて自衛權を示すものである。すつと後に戰國時代の孟子も、諸侯の寶は三つ、土地、人民、政事と云つてゐる。西方の國家學說において國家とは主權と土地と人民とを必須條件とするのと甚だ近い考えである。土を取つて代りに四角をもつて圍んだのが國の字であり、この四角は恐らく城郭であろう。而して春秋初期の都邑は洛邑に範をとりたる内城外郭式の二重城壁形であつたと思われる。

さてこの中に住む人民の構成はどうであつたか。抑も封建制度なるものが、上からの理想によつてのみ成立したものでなく、異る傳統をもつた人民の自治の要望に副うという意味を含んだものである以上、それは儒家の稱える如き劃一的なものであり得ないことは自ら明かである。併しながらまた周の一族を領主に戴く諸國においては、征服者たる周の傳統によつて左右されることを免れなかつた。而して周の傳統の最も著しいものと云えばその原始的な氏族制

度であらう。

周の氏族制度は最もよくその命名法に現われている。人は先ず姓を有する。姓は父系によつて無限に子孫に傳わるものであり、如何なる場合にも變更しない。周の王室の姓は姬であり、その子孫は姬姓を名乗ること萬代に不易である。次に人は氏を有する。氏は姓の分派を現わすものであつて、或は土地により、或は世襲する官職によつて名づけられる。氏は分家することによつて無限に變化し得る。周公の子孫は魯に封ぜられると魯氏となり、更にそれから分岐した子孫は、或は季孫氏、或は孟孫氏という別箇の氏を獲得する。最後に第三として個人名を親によつて名づけられるが、第一と第二の姓と氏とはその人の由緒ある家系を現わすと共に、周の古代の氏族制度がいかなるものであつたかも知るための手懸りを興えるに役立つ。

周には同姓不婚の原則が行われ、これは春秋時代を通じて嚴格に守られたらしい。尤も春秋時代は周以外の異民族興起の時代であり、屢々姬姓を稱する新國家が勃興し、周の同姓諸侯に求婚するため、名目的な同姓婚が出現する場

合がある。魯の公室が同姓の呉と結婚したことは、逆に呉の出自が周の血統と原來何の關係もなかつた異民族であることを物語る。同様な論法からして、周の文王の子、唐叔の子孫と稱する晋の公室も、屢々姫姓との間に同姓婚を行っている所から、私は大いに晋の系圖に對して疑惑を抱かざるを得ないのである。

この同姓不婚を徹底させるために、男は氏を稱し、女は姓を稱すという習慣が生れた。周の王室は姫姓であるが武王の母は姒姓であり、祖母は任姓であり、曾祖母は姜姓であつたので、それぞれ大姒、大任、大姜とよばれ、周の王女なる姫と區別する。同様に周から他の姓に嫁した女は凡て姫と稱せられ、後には姫なる文字が貴族の女を汎稱するに用いられるようになった。これに反して男子は姓を稱せず、氏と名とを稱する。晋の文公が諸侯を踐土に召集して會盟した誓書には（左傳定四）

晋重・魯申・衛武・蔡甲午・鄭捷・齊潘・宋王臣・莒邾と名を列しているが、これはそれぞれ晋文公・魯僖公・衛叔武・蔡莊公・鄭文公・齊昭公・宋成公・莒茲丕公のこと

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

であり、姓を省いて單に氏と名だけを書いてゐる。

ここで我々が直ちに想起するのは古代ローマの氏族制度にもこの習慣のあつたことである。ローマでは普通に女の名はユリア、コルネリアの如く *Gens* の名でよび、男の名はカイウス・ケイサル、プブリウス・スキピオの如く *Patria* と *Familia* の名で呼ぶ。これで見ると中國の姓は *Gens* に、氏は *Familia* に相當することが知られる。中國に百姓の語があるが、これはローマの百の *Genus* に相當するもので、その中に含まれた者だけが周の國家の構成員であつたであろう。但し今日に知られている中國上代の姓の名はあまり多くなく、到底百には達しない。松本信廣氏の研究によれば僅かに四十二が數えられるのみである（三田評論大正十年三月—六月、支那古代姓氏の研究）。

周から分封された諸侯の國においては、その構成單位はもはや姓ではなくて、氏になつてゐた。魯公伯禽はその始封の際に殷の遺民六族、條氏・徐氏・蕭氏・索氏・長勺氏・尾勺氏を與えられ、同様に衛公は殷民七族を與えられたとある。その姓は知られないが恐らく殷王室と同姓の子姓

であつたと思われる。唐に封ぜられた叔虞は同じく殷民九族を興えられたがこれは凡て懷姓であつたと云う。ここに注意すべきは姓氏を有するものは、國家の構成員たるを認められたこと、西洋流に云えば完全なる市民権を有することであると解せられる點である。周が封建した東方の諸侯の國は殷の社會制度を其儘に繼承した所が多かつたと思われるから、問題は更に古く溯らねばならないが、後世の中國における士と庶との階級の對立は周以前から既に存在したものであろう。そして最初は國家の構成員として氏族制度を保ち姓氏を有する上流階級と、この氏族に隸屬して國家の構成員たることを認められざる庶民階級との對立という形で現われたと思われる。詩經(十月之交)に

三后之姓。於今爲庶(三後の姓も今においては庶となる)とあるのは、立派な家系を有する者の子孫が時世の變轉にあり、氏族を破壊されて個人勞働者たる庶民に落ちぶれたのをなげく意味に解すべきである。由緒ある家系も世上から認められなければ何の價値ももたない。魯や衛における殷民がその族制を認められたことは、同時に新しい國家の

構成員たることを承認されたものであり、思うに周としては小數の人口をもつて、文化の遙かに進んだ殷を征服した後の善後處置として己むを得ぬ策であつたに相違ない。これに反して文化程度の低い異民族などを捕虜とした時にはそれは其まま奴隸乃至は庶民として有功者に分配された。晋の景公が狄を亡した時、荀林父に狄臣千室を賞與したのはその例である(左傳宣十五)。また十分に強力な國家が他の邑を征服した場合、その住民全部を捕虜として庶民に下す場合がある。左傳(昭和十八・哀四)に「盡く俘としひきいて歸る」とあるのはその例であらう。かかる際に單にその土地だけを占領して、住民を自由に退散せしめることは非常な恩典とされた(左傳僖二十五)。以上は何れも後世春秋時代の例であるが、同様な事實は周の初期にも行われたと考えて間違いない。

されば周の諸侯の國は上に領主の氏族を戴き、その下に周本來の氏族、或は征服されたる氏族などの集團によつて構成されたる國家である。更にその下に庶民が氏族に隸屬しているがこれは國家の構成員とは認められない。國家の

所有地、即ち田は先ず氏を單位に分配される。逆に云えば田を所有することが氏として存在する必要な條件であつた。鄭の公孫黑肱は死ぬ前にその賜邑を君主に返したが、最小限に必要な田はやはりその族のために残しておいたのである（左傳襄三十二）。然るに氏は分家によつて際限なく分裂する。子孫を分家せしむる時は、從來の氏に屬した田を分配してやらねばならない。これは主權者たる領主においても同様であつた。魯においては公子季友が汝陽の田と費邑とを與えられて、その子孫は季孫氏となり得た（左傳僖二）。子孫の分家に際して自家の田を減らすことなく、分家に田を與えるためには、常にその田を増加させてゆかなければならない。そうでなければ増加した子孫は本家と共に一氏一族として行動しなければならぬのである。それが春秋時代を通じて、一國內では氏と氏とが田を争ひ、外では國と國とが田を争つて戰亂のやまない根本の原因であつた。

四 春秋列國の封建制の實態

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

春秋初期の史上に現われる強國はそれ自身が獨立した國家であり、周の本國に對する主從關係は殆んど斷絶したかに見える。いわゆる周の封建制度は事實上、解體してしまつたと見てよい。そしてそれが春秋時代に入つて始めて起つた現象か、或はずつと古くから始まつていたのかは證據になる文献がない。

周と周によつて封建された諸侯の國との間の主從關係が斷絶すると同時に、今度は強國を中心として第二段の封建制度が成立したことは注意を要する。

原來諸侯の國は、邑の發達したもので、城郭をもつた大聚落であるが、その周圍には耕地、即ち田が附屬する。この田は城郭内人民のための耕地であるから、最初は極めて狭いもので、毎日往復できる範圍、大たい四軒の半徑の圓内にあつたと思われる。ところが城郭をもつ國がだんだん強勢になつて周圍の土地を併合し、春秋初期の強國のように、半徑四・五十軒の領地を支配するようになる、その中に多くの村落的な邑を包含することになる。ところで原始的な邑は氏族團體の結合で、たとえ奴隸などがあつても

小數にすぎず、大體に自耕自活の農民の集團であつたらうと思はれるが、それが強力な城郭國家に隸屬するようになると、邑の内部に階級的な分化が行われて來る。その支配階級を良と稱した。

良の原義は明かでない。この字が狼の音符になつてゐるところから、後世のトルコ、モロコ系民族の狼祖傳説などと考へ合せて、氏族トテムの遺風かとも思われるが、なお想像の域を脱しない。とまれ左傳の戰爭記事では、ヨーロッパ古代の完全武裝兵 Equites, Hoplites に相當するものを良と名づけてゐる。されば春秋時代の中國に、良という貴族階級が存在したことは確かであるが、それが姓氏をもち、完全市民權を有するもの全部を指したか、或はその中の特に富有な階級だけを指したかは明かでない。しかし地方の邑に關しては、良はその支配階級のことであり、國語齊語に郷の良人とあるのを韋昭が註して、郷士、郷大夫と解しているのは正當である。この邑における良の階級は或は土着の有力者であつたり、或は國から派遣された有力者の土着したものであつたり、出身は色々であろうが、そ

れは戰國をへて漢代まで續いた。これが古代末期の大土地所有者で管子（問二四）に郷の良家の語があり、戰國秦の爵に大良造、良士の名があり、漢代にも良家の子という階級が認められてゐる。更に後世まで、良民と賤民の區別があつて、これは公民權があるかないかの境である。春秋時代の邑の良も恐らく中央の城郭國家へ出ると、完全な市民權あるものと認められていたのである。

さて城郭國家に隸屬するようになった邑が、中央に隸屬する形式は三通りあつたと思われる。第一は邑が自ら自治を行いながら中央に從屬する型、第二は城郭國家の君主が代理者として宰を派遣して治めさせる型、第三は君主がその一族や功臣に邑を領土として與える型である。何れの場合においても、その起原は極めて古く溯るものと見られる。第一の場合、隸屬した邑は附庸とよばれ、自らの君主を有し、これには相當大きなものもあつたようである。第二の場合は時代が下るほど盛んに流行して、後世のいわゆる郡縣制度となるものである。第三の型は主として春秋の前期に流行した。魯の國では桓公の三公子がそれぞれ邑を

與えられて、孟孫氏、叔孫氏、季孫氏となり、晋の國では六人の異姓の大臣が各々廣大な領土を與えられて、晋の政權を壟斷したことは有名な事實である。

さて春秋の強國が、第二段の封建を行うに當つて、新領主が與えられた邑は、既に立派な城郭を有する大都市である場合もあり、また新領主が舊來の邑の周圍に城壁を築いて、新たに壯大な都市とする場合もある。かかる都市が一般に都と稱せられる。前記の魯の三公子の賜邑は三都とよばれ、莒の國にては母國とその領邑二つとを合せて三都とよばれた(成九)。かかる從屬的都邑の本國に對する關係は一樣でないが、都邑の勢力の確立は必ずしもその本國の利益と一致しないで、兩者の間の相尅が始まる。既に春秋の初頭に、晋では國都の翼と別都曲沃との争い、鄭では本國とその屬邑なる京との間の戦いが見られる。左傳はその原因を領主の野心に歸するが、人民と人民との間に對立感情がなければ、そんなに容易に戰爭にまでは發展しなかつたであろう。この事は春秋末期に魯が三都を毀たんとした時の騒動に見ても知られる。即ち魯の定公の十二年に議し

中國上代は封建制か都市國家か(富崎)

て三都の城郭を撤去することにきまり、領主たる季孫、叔孫、孟孫の三氏が承諾したにも拘らず、季孫氏の費邑の人民は魯都に押しよせて定公を攻め、戦いに敗けて始めて城郭を毀つたが、孟孫氏の成邑は邑人が防戦して魯軍を破つたため、折角の計畫が挫折してしまつた。

このように内部において都邑と都邑との對立のある國家は外部に向つて膨脹する力が弱められる。そしてこの對立は、都邑が封建領主を戴くことによつて激化されることも疑いない。そこで都邑には領主を立てずに、中央から臨時に邑宰を派遣して治めさせる方式が春秋中期以後に流行し出した。かかる都邑を縣と稱するが、これは中央に懸^{チベット}する意味からだと言ふ。左傳の記事では宣公十一年(598B.C.)に楚が陳國を亡してこれを縣にしたと見えるのが初見である。戰國時代に入つて中央の國に對して都縣なる熟字、或は通都小縣の語も見出される(齊策)。戰國時代にも封建の事實は存在するが、大勢は郡縣時代であり、郡とは數個の縣を總轄する領域の名である。

五 古代都市の變遷

通觀するに中國は周代の初から封建なる事實が行われ、それが漢代まで斷續的に行われて來たことは疑う餘地がない。しかしそれだからと云つて、封建といふ名でその時代の特長が云い表わせるとは限らない。

周を本國とする第一次の封建はかなり廣い範圍に亘つて行われたようである。しかしそれは甚だ宗族制の色濃きものであつて、離叛せんとする新占領地を、宗族の紐帶によつてつなぎとめておこうとする時に、不本意ながら出現したものに過ぎぬらしい。本國と封建諸侯との間の主從關係がどの程度に存続したかは殆んど徵すべき史料がないが、案外微弱なものではなかつたかと想像される。どうも周の封建には封建獨自の理想というものがなく、もしあればそれは後世の儒家によつて作爲されたものにすぎない。

周によつて封建された諸國はその土地が、その國家を構成する氏族の間に分配された。氏族の代表者が大夫であ

り、氏族の構成員たる壯丁が士である。土地の耕作は貧乏な氏族では所有者自ら當つたであろうが、強力な氏族ではこれに隸屬する庶民を使役した。地代の率は儒家の理想を裏切つて、二公一民の割合であつたらしい（左傳昭三）。

領主とその國人たる大夫・士との間には君臣關係のあつたことは勿論であるが、大夫とその族人との間は果して君臣關係であつたか否かは疑わしい。但し春秋初期の強國が、別に都邑を立て、そこに小領主を封建する場合、小領主と邑人との間には君臣關係が生じたと思われる。晋から原に封ぜられた趙盾には屬大夫なる臣下があつたことが記されている（左傳文六・十二）。さてかくの如くにして生じた小領主とその國君との間の關係はともすれば圓滑を缺いて、決して儒教が期待するような君臣の名分が守られていなかつたことは史實の示すとほりである。春秋に弑君三十六と書けば亂世のように聞えるが、それは春秋の前に封建の黃金時代を空想するから強く耳に響くだけで、それは恰も中國上世に統一國家の存在を想像するから、春秋戰國が分裂の世と映するようなものである。恐らく當時の人に

は、君を弑するのは、別に大逆罪でなくて、むしろ單なる殺人罪に近かつたのであろう。春秋時代の封建にもやはりそこに何らの見るべき理想のなかつたことが之でも分る。

春秋以前の封建の事實が既にかくの如きものであり、戰國以後にいよいよその影が薄くなつたとすれば、中國上代を封建時代と稱するのは、たとえばマツチを賣つているからマツチ屋とよぶようなものではないか。我々はその正體が煙草屋であるか、荒物屋であるかをつきとめなければならぬ義務を感じる。

周及び春秋に入つての諸強國が、封建制を採用せざるを得なかつたのは、當時の社會に分裂的な素因が根強く働いていたためだと思われる。それはこの頃まだ大國家の統治方式が出来上らず、氏族團體以上に統制のとれた集團生活が困難であつて、一方には都市生活様式が發達しかけ、氏族制度と都市形式とが結合して、到るところに城郭都市を發生せしめつつあつたからである。周の封建はこの城郭都市を結合するために、已むを得ず採用された制度であると云える。

中國上代は封建制か都市國家か（宮崎）

さてこの城郭都市は本來ならばヨーロッパの如き都市國家にまで發達すべきところ、それが封建制度によつて著しく歪められたということは否定出来ない。それにも拘らず、やがて本國との隸屬關係を切斷して獨立の國家となり、君主制の下に、ヨーロッパの都市が辿つたような發達をば、一應は辿つていると見受けられる。

春秋初期の城郭都市に市民權という觀念のあつたことは前にのべた。さてこの國家が次第に發展するにつれ、國家の總力を結集するために従來の姓氏の血統を誇る氏族の外に、庶民をも市民の間に加える必要が感ぜられてくる。庶民の市民權獲得はヨーロッパでは階級鬭争の型式をとつたが、中國ではその間の經緯が明瞭でない。恐らく君主權が強、政治は上から與えられるものであるという中國的特色が早くから現われていたためであらう。

ただ注意すべき現象は春秋中期以後における成文法の發布である。晋は范宣子の造つた刑書を鼎に鑄込み（左傳文六・昭二十九）、鄭は刑書を鑄た外に、鄧析の造つた竹刑なるものを用いたとある（左傳昭六・定九）。これは恐ら

くローマにおける十二銅表の公布に比すべきもので、庶民もまた法律の對象に取上げられるようになったことを物語るのである。

庶民の地位向上は同時に義務の増加でもあつた。春秋中期における各國の兵制改革は、その度に庶民を國民兵に繰り入れて、軍隊の充實を計つたものと解せられる。とまれ、春秋時代の間に、市民と庶民との區別は次第に撤廢されて行つた。その結果は中國古代の氏族制度の破壊となり、氏族制の中核をなす姓の消滅となつて現われた。戰國時代に入ると人名は氏と名のみによつて稱せられ、古き家が姓を失つた代りに、庶民にも氏が發生した。ただ古代の同姓娶らずの習慣は、同氏娶らずの禁止となつて現今までも繼續している。

中國上代の城郭都市は、このように、氏族制度を破壊し、市民と庶民とを打つて一丸とし、新しい國民を形成するつぼとなつたのみならず、古い地域的な對立を解消して、もつと大きな領土國家を形づくる橋渡しともなかつた。

春秋初期においては夫々の傳統をもつ城郭都市の自意識は極めて強烈であつた。そこに覇者なるものの出現すべき基底があつたのである。齊の桓公は滅國三十五と稱せられてゐるから、大領土國家を建設する欲望がなかつたわけではなく、ただそこに自から限界があり、限界を越えた以外では、單に諸國と同盟の名で自己に隸屬させ、自己はその上に覇者となつて號令するだけで満足しなければならなかつた。彼が遂なる國を滅して、そこに戍兵を駐屯せしめておいたところ、遂の有力者たる因氏等の四族が、戍兵に酒をふるまつて酔わせた揚句、これを鑿殺にした事件が起つた（左傳莊十七）。この事は恐らく桓公に、他國を亡すといふことが、如何に抵抗の大きなものであるかを悟らせたいに相違なく、されば後に衛國が狄に亡された時は、同盟諸國に命じて衛の復興に盡力させてゐる。齊晋の次に現われた第三の覇者なる楚は最も侵略的であつたが、それでも一度滅した陳の國を、まもなく再び封建して自治を許してゐる（左傳宣十一）。

覇者の任務は同盟諸國間の紛争を調停し、その訴訟を裁

判するにあつた。また同盟外の強國よりの侵略に對しては協力して防禦の策を講じなければならなかつた。そのため同盟國より軍隊を徵發するが、同盟國はこれに苦しめられることが一通りでない。魯が吳に從屬した時には八百乘の戰車を提供しなければならなかつた。なおこの外にも平時の貢納が課せられる。こうして同盟加入國は次第にその政治上の獨立性・自主性を失つてゆく。

一方、覇者の國都には莫大な財物が集中する。戰國時代に入つて、この形勢はいよいよ決定的なものとなり、一面には龐大な常備軍が編成され、商業の盛行と、郡縣制度の實施と相俟つて、空前の大都市が出現した。孟子と同時なる齊の宣王の國都臨淄は、戸數七萬、壯丁の數が最少に見積つても二十一萬人と稱せられる（戰國策齊宣王）。戰國の領土國家の大規模な政治と軍事とを運営させ得たのは、かかる大都市の財力にあつたと云うことが出来る。而もその反面にこの壯大な城郭都市は、今や獨自の政治的生命を失つて、獨裁的君主が領有する財貨の集積地にすぎなくなつてしまつた。しかし注意すべきは、この頃は庶民開放の

潮にのつて、國民の間に古の自由市民なる自覺が活潑化してきたことである。彼等には、彼等自身が君主の臣下であるよりも、君主こそは一般市民の中からの成り上り者であるという考えが強く支配していた。それが秦漢の統一帝國の下では、君主は絶對不可侵の存在となり、人民はひたすらこれに恭順なることを義務づけられた民草となつてしまつた。春秋戰國時代の中國思想界の活潑な脈動は、自由市民たる自覺の産物と云わなければならない。

以上春秋時代を中心とした中國の城郭都市の發展を述べたが、その間に概念の混雜を避けるため、私は努めて都市國家なる名稱を用うるのを避けて來た。しかし今や我々は此等の都市をよぶに都市國家の名を用いても別に差つがえなく、むしろそう呼ぶことによつて一層よく中國上代の社會狀態を理解することが出来ると信ずる。もちろんそれはギリシアのように完全な發達をば遂げ得なかつた。しかし都市國家は西方でもギリシア・ローマばかりの専有ではない。地中海岸からメソポタミアにかけて、もつと古い形の都市國家があり、それらの中には、或は中國の都市國家に

もつと近い形式があるかもしれない。

またギリシアの都市國家の近くには、マケドニアのよう
な封建國家が存在した。中國上代の封建制を、中世ヨーロッパ
の封建制に對比するのはあまりにも時代が隔りすぎ

る。もし比較をとるならば、もつとも古い時代の、ヨーロッパ
では未發達に終つた古代の封建制度を取り上げて、そ
の發達と消滅の速度などを中國のそれと比較研究すべきで
はなからうか。

舊中國の教育官吏

中國歴代の官僚の理想は清要官になることであつた。清とは位が高くてひまの多いことを言
い、要とは忙しくて肝心なポストを指し、兩者を兼ねるのを清要官といふのである。教育系統
の官吏は文部大臣に相當する禮部尙書をはじめ、清官ではあるが要官ではない。中央の大學總
長にあたる國子祭酒の如きは閑慢な差遣の最たるものである。地方の府學、州學、縣學には、
それぞれ教授、學正、教諭、訓導などの教官が配屬されるが、停年をすぎた頃にやつと科擧を
通過した進士や舉人が任命される。知縣などの行政官で役にたたぬ無能者と認められると教官
に左遷され、これを改教と云つて甚だ不名譽なことを考えられた。清代の雍正帝はある廉潔な
官吏を禮部尙書に任命して、適切な拔擢だという評判をたてられた。これを聞いた當の雍正帝
は曰く「あの男は禮部尙書の外に使ひ道があるものか」。文化を尊重し、徳治主義を標榜する
舊中國の政治に、こういう一面があつたことを見逃してはならぬ。（宮崎）